

環境 だより



可燃ごみの出し方

- ▽可燃ごみ袋は、なるべく交差点を避け、収集経路の進行方向にご近所まで固めて出すようにしてください（交通量の多い交差点は、収集車が他の車両の通行の妨げとなってしまう）。
- ▽現在1世帯で可燃ごみを出されている場合、収集時間の効率化のため、ご近所まで固めて出すよう協力をお願いします。
- ▽ごみ袋は、必ず大口町指定のごみ袋を使用してください。また、空き缶やビン、金属類、乾電池などの危険物は、絶対に入れないでください。これらが含まれている可燃ごみ袋は、収集できません。収集できない可燃ごみ袋は、ご近所の迷惑になりますので、必ず分別して出すようお願いいたします。

可燃ごみボックス

無償貸出し

- 可燃ごみの散乱を防ぎ、環境衛生の保全や、可燃ごみ置場の集約など、回収効率を上げるため、可燃ごみボックスの無償貸出しをしています。
- 対象は、**可燃ごみボックス設置基準**を守り、**維持管理**することができ利用者とします。
- 利用世帯数 可燃ごみボックス1台で、7世帯以上の利用があること
- 設置場所等
 - ▽可燃ごみ収集経路であること（経路を変更することにより集約できる場合は、この限りではありません）
 - ▽公道に面し、歩行者等の通行の妨げにならない場所であること。
 - ▽交差点、交差点の隅切り、横断歩道、消火栓、消防用防火水槽マンホール上でないこと。
 - ▽道路交通法に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業をおこなうことができる場所であること。
 - ▽設置場所は隣接、当該民家等の住民、管理者の了承を得た場所であること。
 - ▽設置場所が個人所有の土地である場合は、所有者の了承を得た場所であること。

▽設置場所前に側溝がある場合は、側溝蓋等を設置すること。

▽可燃ごみボックスとごみ収集車の停車位置の間に収集作業の障害となる物が無いこと。

▽設置場所が共同住宅、アパート、コーポ等の専用ごみ置き場でないこと。

防犯対策 設置した可燃ごみボックスは安易に持ち運びができないよう対策を施すこと。

その他 その他特別な場合に必要となる基準に適合すること。



スプレー缶の分別方法

4月1日(木)から、スプレー缶の身を完全に使い切った状態で、穴をあけずに出していただく方法になります。スプレー缶の素材で分別する必要はありません。

※スプレー缶に付属しているキャップ、ノズルは、外してください（キャップ、ノズルは、容器包装プラスチック類へ、汚れている場合は、その他プラスチック類へ）。

問合せ先

環境対策室
95-1-613



スタンプカードの 景品交換が終了します

スタンプカードの景品交換期間は、3月31日(木)で終了します。お手元にスタンプカードをお持ちの方は景品の交換をお願いします。

景品交換場所

大口町役場環境対策室窓口 月曜日から金曜日

午前8時30分から正午、午後1時から5時15分

大口町資源リサイクルセンター 月曜日から土曜日

午前9時から正午、午後1時から4時

景品	ポイント数
リサイクルバック	40個
麦茶五条川	20個
ぼかし	20個
トイレットペーパー3個	20個
20ポイントに満たない端数で交換できる景品	
トイレットペーパー1個	1個～9個
トイレットペーパー2個	10個～19個